

# 衆議院内閣委員会ニュース

平成 24.5.18 第 180 回国会第 7 号

5 月 18 日（金）第 7 回の委員会が開かれました。

## 1 議案の撤回許可に関する件

- ・死因究明推進法案（下村博文君外 5 名提出、第 174 回国会衆法第 30 号）の撤回を許可することに決しました。

## 2 死因究明等の推進に関する法律案起草の件

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律案起草の件

- ・ について、細川律夫君（民主）外 2 名から、起草案を成案とし委員会提出の法律案として決定すべしとの動議が提出され、提出者下村博文君（自民）から趣旨説明を聴取しました。
- ・ について、細川律夫君（民主）外 2 名から、起草案を成案とし委員会提出の法律案として決定すべしとの動議が提出され、提出者細川律夫君（民主）から趣旨説明を聴取しました。
- ・ 提出者細川律夫君（民主）、提出者下村博文君（自民）、提出者大口善徳君（公明）及び政府参考人に対し発言がありました。
- ・ について採決を行った結果、全会一致をもって起草案を成案とし、これを委員会提出の法律案とすることに決しました。
- ・ について採決を行った結果、賛成多数をもって起草案を成案とし、これを委員会提出の法律案とすることに決しました。

（賛成 民主、自民、公明、みんな 反対 共産）

（発言者及び主な発言内容）

### 松岡 広隆君（民主）

- ・警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律起草案（以下、調査法起草案）では、自殺者の死体は調査等の対象に含まれるのか。
- ・調査法起草案第 6 条における解剖の実施には、遺族の同意は要求されていない。遺族の宗教上の信条や、死体に抱く感情などとの関係で、憲法上の問題が生ずるおそれはないか。
- ・死因究明に携わる解剖医が不足している。人材の育成が重要だが、大学でも育成環境が整っていないようである。今後の人材育成の方策を伺いたい。

### 竹本 直一君（自民）

- ・なぜ、国によって解剖率に極端な差があるのか。諸外国における死因究明制度について説明をいただきたい。また、我が国はどの程度の解剖率を目指すのか。
- ・死因究明等の推進に関する法律起草案（以下、推進法起草案）第 16 条で「医療の提供に関連して死亡した者の死因究明のための制度」については、政府において別途検討することとした理由は何か。
- ・調査法起草案第 6 条第 1 項において、警察署長は、法医学に関する専門的な知識経験を有する者の意見を聴き、

死因究明のために特に必要があると認める場合に解剖を実施できることとしているが、このような専門家がどのような役割を果たすことを期待しているのか。

### 高木 美智代君（公明）

- ・推進法起草案第 6 条第 1 項に定める基本方針のうち、「警察等における死因究明等の実施体制の充実」及び「（略）人材の育成及び資質の向上」について、現状の課題と今後の改善策を伺いたい。
- ・上記の課題と改善策を踏まえた上で、動議提出者から法案に対する認識や考えを伺いたい。
- ・法の実効性を確保するため、予算や人材の確保が何よりも重要である。また、法の趣旨にかんがみ、具体的にどの程度の数値目標が達成されるべきと考えるか。

### 塩川 鉄也君（共産）

- ・調査法起草案の背景として、遺族の要望での行政解剖により犯罪死が明らかになった時津風部屋事件が挙げられている。しかし、遺族の承諾なしに行い得る解剖制度を創設する調査法起草案の背景としては、整合性を欠くのではないか。
- ・犯罪の見逃し等事案 43 件のうち 22 件は薬物検査や保険

金照会が行われていれば見抜けた可能性がある」と指摘されている。解剖制度の創設以前の問題として、犯罪死見逃しの原因への反省に基づく対策が行われるべきではないか。

- ・調査法起草案に基づく検査や解剖の結果について、遺族への説明責任はどのように果たされるのか。データはすべて遺族に開示されるのか。今後、情報開示規定を設ける予定はないか。

### **山内 康一君(みんな)**

- ・死体の引渡しに際しての死因等の説明について、遺族等がセカンドオピニオンを求めるのを容易にする観点から、死因だけでなく、解剖画像や血液検査の数値データなど、詳細なデータの開示が必要ではないか。
- ・調査法起草案に基づく解剖と監察医解剖とはどのような役割分担となるのか。
- ・推進法起草案に基づき設置される死因究明等推進会議について、法医学だけでなく、いわゆるオートプシー・イメージング(死亡時画像診断)など、新しい分野の専門家も加わってもらう必要があるのではないか。